

【別紙様式】

辰野町は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	指定管理者事業継続支援金		
総事業費 (千円)	26,000千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	26,000千円
事業概要	<p>①目的 休業要請等に協力し、売上が激減し、再開後に向けた準備や新たな生活様式等に対応するため追加費用が生じている指定管理者を支援する。 休業中やその影響下の不採算期間における必要な維持管理費（人件費を除く）や感染防除対策のための費用を500千円から10,000千円を限度に、定率（10/10）で支援 （施設区分別限度額 宿泊・入浴施設：10,000千円、入浴施設：5,000千円、その他施設：500千円）</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 宿泊・入浴施設10,000千円×2事業者、入浴施設5,000千円×1事業者、その他施設500千円×2事業者</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 指定管理施設（たつのパークホテル、かやぶきの館、湯にいくセンター、しだれ栗森林公園、地域活性化センター） 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 新型コロナウイルスの影響による休館などにより、施設の運営に必要な経費が確保できておらず、施設の運営が継続できない場合、今後の福祉増進、観光振興等に影響が出る恐れがあることから、その指定管理者を交付対象者とする。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、指定管理者事業継続支援金を交付することにより安定した指定管理施設の運営が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>地域の福祉増進、観光振興等の基幹施設となっている当該施設の指定管理者を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援をすることにより、地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		